

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年9月17日提出
【計算期間】	第10期(自 2025年6月18日至 2026年6月17日)
【ファンド名】	いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資産成長型
【発行者名】	いちよしアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋野 充成
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
【事務連絡者氏名】	萩谷 洋昭
【連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
【電話番号】	03-6670-6711
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
「日本好配当株マザーファンド」および「いちよしJリートマザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場している株式および不動産投資信託証券（以下「Jリート」ということがあります。）に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- ② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド
	年6回 (隔月)	欧州	
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファミリーファンド
	日々	オセアニア	
その他資産 (投資信託証券(株式、不動産投信))	日々	中南米	ファミリーファンド
	その他 ()	アフリカ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	ファミリーファンド
		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(株式、不動産投信))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
- (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
- (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
- (1)MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分
- (1)株式
- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2)債券
- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3)不動産投信
これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4)その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
- (5)資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
2. 決算頻度による属性区分
- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 - ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
 - ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経225
 - ②TOPIX
 - ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
 - ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

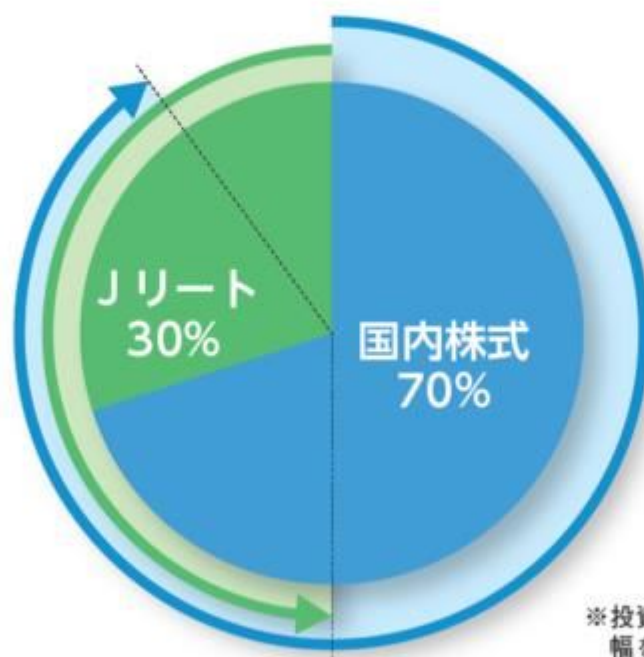
1

わが国の金融商品取引所に上場している株式およびJリート（上場予定を含みます。）の中から、予想配当利回り（株式）および予想分配金利回り（Jリート）が市場平均と比較して高く、割安と判断される銘柄を中心に投資を行い、高水準のインカムゲインの獲得を目指します。

2

当ファンドの各マザーファンドへの投資割合は、経済情勢、金融市場動向などを勘案し、適宜見直しを行います。

株式の投資割合は70%を基準に、上下20%の範囲で柔軟に見直しを行います。



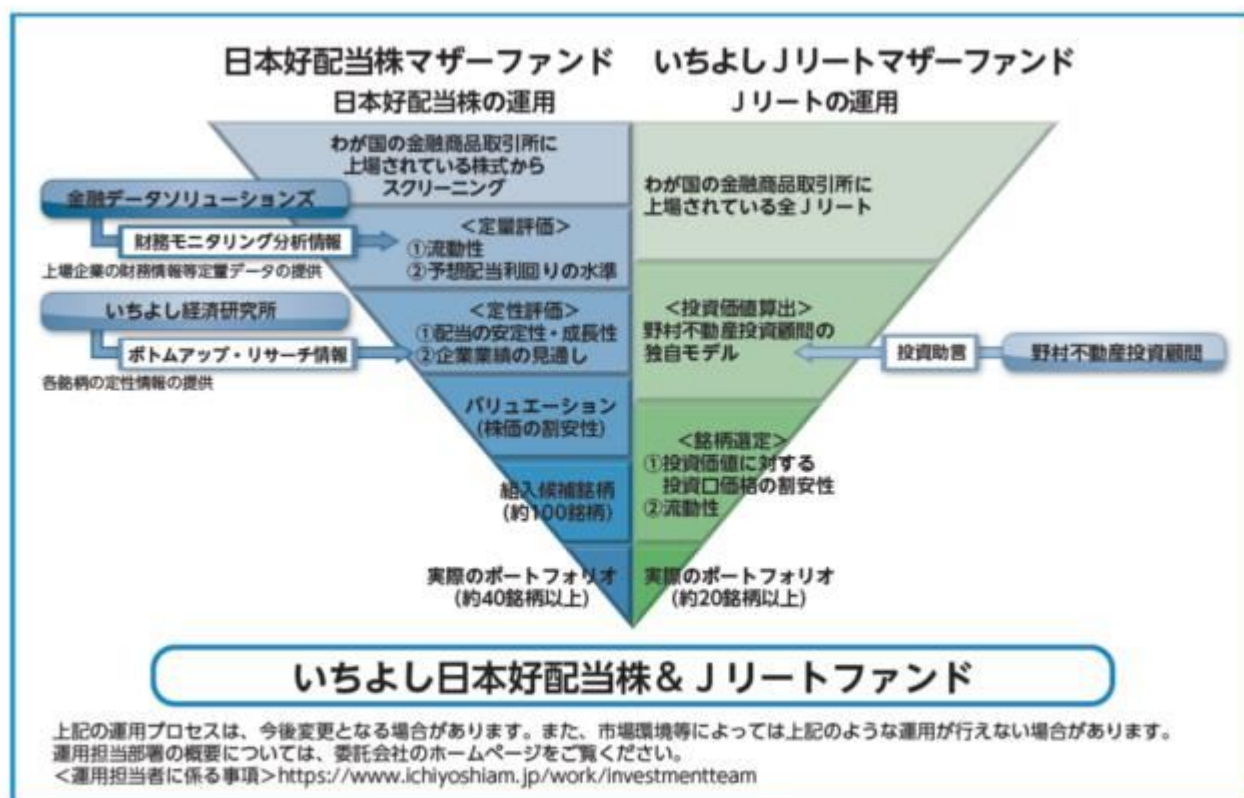
※投資割合には一定の変動許容幅を設けます。

国内株式の運用に当たっては、株式会社いちよし経済研究所よりボトムアップ・リサーチ情報の提供を受けます。また、株式会社金融データソリューションズより財務モニタリング分析情報の提供を受けます。

3

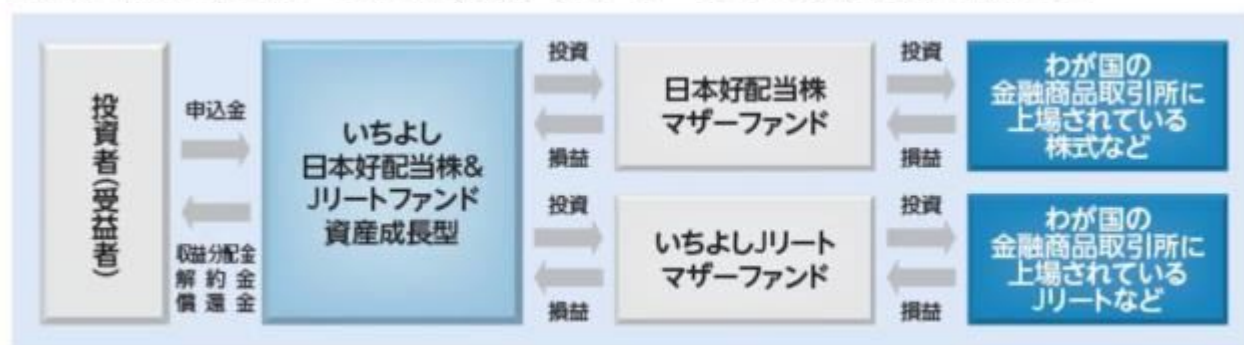
Jリートの運用に当たっては、野村不動産投資顧問株式会社から投資助言を受けます。

運用プロセス



ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。



主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

毎年6月17日(休日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

④ 信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年2月24日

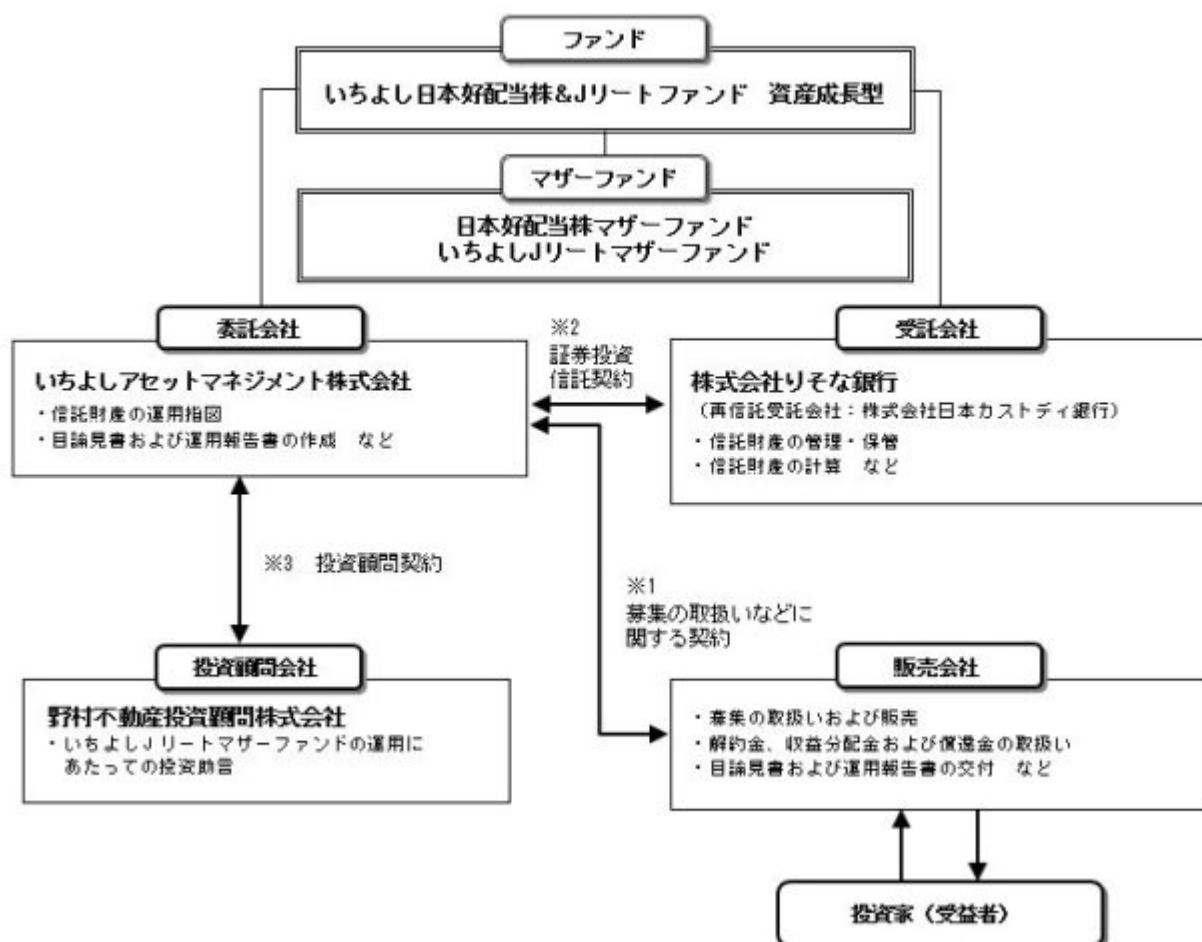
- ・信託契約締結、設定、運用開始

2023年9月20日

- ・信託期間を無期限に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



- ※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- ※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- ※3 投資顧問会社から株式、債券などの有価証券に対する投資判断についての助言（有価証券の種類、銘柄、数量、売買時期の判断など）を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。投資助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2026年6月末現在）

1) 資本金

490百万円

2) 沿革

1986年10月30日

一吉投資顧問株式会社設立

1987年 9月 9日

投資一任認可取得

2012年 5月 1日

「いちよしアセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2014年 1月29日

投資信託委託業 開始

2015年 5月14日

第二種金融商品取引業登録

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
いちよし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号	15,200株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、わが国の金融商品取引所等に上場（上場予定並びにわが国の金融商品取引所に準ずる市場で取引されている場合を含みます。）している株式及びわが国の金融商品取引所等に上場している不動産投資信託証券に投資します。
- ② 「日本好配当株マザーファンド」においては、株式会社いちよし経済研究所のリサーチ力を活用し、予想配当利回りが市場平均と比較して高く、割安と判断される銘柄を中心に、ポートフォリオを構築します。「いちよしJリートマザーファンド」においては、野村不動産投資顧問株式会社が算出した各J-REITの割安・割高等の結果を踏まえた助言をもとに、ポートフォリオを構築します。
- ③ 各マザーファンドへの投資割合は、「日本好配当株マザーファンド」70%、「いちよしJリートマザーファンド」30%を中心とし、各資産の期待リターンやリスク、市場環境等によって、上下20%の範囲で決定します。また、投資割合には一定の変動許容幅を設けます。
- ④ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

＜いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資産成長型＞

「日本好配当株マザーファンド」及び「いちよしJリートマザーファンド」（以下、これらを「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の株式等に直接投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

ハ) 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

ニ) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として親投資信託「日本好配当株マザーファンド」及び「いちよしJリートマザーファンド」受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くもの）とします。）に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証書を除きます。）

6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

- す。)
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の権利の性質を有するもの。
- なお、1) の証券または証書、12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券および12) ならびに17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものならびに14) に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13) および14) （新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入れの指図、資金の借入れを行うことができます。

<日本好配当株マザーファンド>

わが国の金融商品取引所（これに準ずるものを含みます。以下同じ。）に上場されている株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条から第20条に定めるものに限ります。）
 - ハ) 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
 - ニ) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融

商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

- 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の権利の性質を有するもの。
- なお、1) の証券または証書、12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券および12) ならびに17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものならびに14) に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13) および14) （新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入りの指図を行うことができます。

<いちよしJリートマザーファンド>

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているREIT（不動産投資信託証券。以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。なお、国内の株式等にも投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条から第21条に定めるものに限ります。）
 - ハ) 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとします。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新

株予約権証券

- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の権利の性質を有するもの。
- なお、1) の証券または証書、12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券および12) ならびに17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものならびに14) に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13) および14) （新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入れの指図を行うことができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<日本好配当株マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	わが国の株式に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所（これに準ずるものを含みます。以下同じ。）に上場されている株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
投資方針	① 主として、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の中から、予想配当利回りが市場平均と比較して高く、割安と判断される銘柄を中心に投資を行い、高水準のインカムゲインの獲得を目指します。 ② 中小型株式への投資にあたっては、「株式会社いちよし経済研究所」のリサーチ力を活用します。 ③ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ④ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。 ⑤ 資金動向、市況動向の急激な変化が予想される時、およびその他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑤ 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。 ⑥ 外貨建資産への投資は行いません。 ⑦ 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引は、投資信託約款の範囲で行うことができます。 ⑧ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	いちよしアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

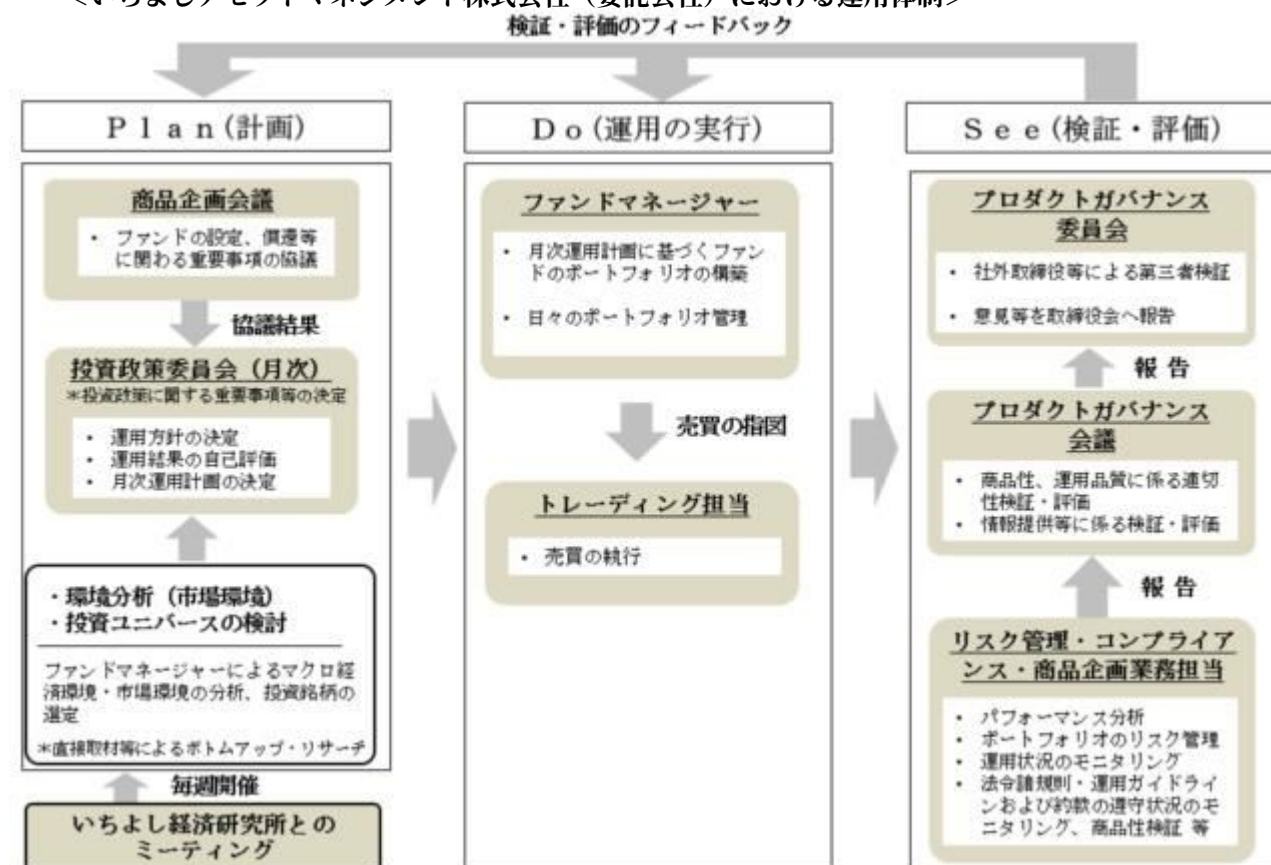
<いちよしJリートマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているREIT（不動産投資信託証券。以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。なお、国内の株式等にも投資する場合があります。
投資方針	① J-REITへの投資にあたっては、野村不動産投資顧問株式会社が算出した各J-REITの割安・割高等の結果を踏まえた助言をもとに、ポートフォリオを構築します。 ② J-REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向の急激な変化が予想される時、及びその他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ② 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ④ 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。 ⑤ 外貨建資産への投資は行いません。 ⑥ 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引は、投資信託約款の範囲で行うことができます。 ⑦ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	いちよしアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

(3) 【運用体制】

<いちよしアセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>



a. Plan（計画）

ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境の分析を行います。投資銘柄の選定については、いちよし経済研究所のユニバースを中心とした銘柄群より投資ユニバースとして絞り込むため、運用部門内で検討・協議を行います。以上の分析、協議をもとに定期的に開催される投資政策委員会において運用方針を決定し、月次運用計画を策定いたします。

投資政策委員会では、ファンドマネージャーから運用状況についての報告が行われるとともに、リスク管理・コンプライアンス業務担当者からのモニタリング結果報告およびプロダクトガバナンスの検証・評価のフィードバックに対する商品企画会議での協議結果を踏まえ、今後の運用方針が検討されます。商品組成後は、各運用担当部署による運用品質管理に加え、プロダクトガバナンス会議による評価結果に基づくフォローアップや商品企画会議から重要事項の協議結果の連携を行います。

b. Do（運用の実行）

ファンドマネージャーは月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオを構築し、日々のモニタリングによりポートフォリオ管理を行いながら売買を執行します。

c. See（検証・評価）

リスク管理業務担当者によりパフォーマンス分析、ポートフォリオのリスク管理を行う他、コンプライアンス業務担当者による日々の売買状況、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款等の遵守状況のモニタリング、商品企画業務担当者による商品性の検証等が行われます。取締役社長を議長とするプロダクトガバナンス会議を設置し、ファンドの商品性および運用品質に係る適切性、情報提供等に係る協議を行います。また、同会議の検証・評価結果に関する第三者検証を行う機関として、社外取締役等で構成するプロダクトガバナンス委員会を設置し、同委員会での意見は取締役会へ報告されます。

※上記の運用体制は、2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項><https://www.ichiyoshiam.jp/work/investmentteam>

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益の全額とします。
- 2) 収益分配額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

<いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資産成長型>

- 1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式以外への実質投資割合は50%以内とします。
- 3) 同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 4) 投資信託証券（但し、マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 5) 外貨建資産への投資は行いません。
- 6) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限り。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- 8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 9) 投資する投資信託証券等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する投資信託証券は、取引所に上場されている投資信託証券とします。ただし、上場予定の投資信託証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者は投資することを指図することができるものとします。
 - ロ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ハ) ロ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 10) 信用取引の運用指図
 - イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 - ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 11) 先物取引等の運用指図
 - イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 12) スワップ取引の運用指図
 - イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないもの

とします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下ハ）において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ニ) ハ）においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ヘ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 13) 金利先渡取引の運用指図
- イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - ホ) 13)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内（または海外）において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 14) 有価証券の貸付の指図および範囲
- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、投資信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- 15) 有価証券の空売りの指図
- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。ものとします。
 - ロ) イ)の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 16) 有価証券の借入れの指図
- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ニ) イ)の借入れに係る品賃料は、投資信託財産中から支弁します。
- 17) 資金の借入れ
- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
 - ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開

始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ) 借入金の利息は受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

<日本好配当株マザーファンド>

- 1) 株式の投資割合には、制限を設けません。新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 2) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 3) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- 4) 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- 5) 外貨建資産への投資は行いません。
- 6) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 7) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 信用取引の運用指図
 - イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けをすることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 9) 先物取引等の運用指図
 - イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 10) スワップ取引の運用指図
 - イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ホ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 11) 金利先渡取引の運用指図
 - イ) 委託者は、価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りで

はありません。

- ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ) 11) に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内（または海外）において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

12) 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けるとの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

13) 有価証券の空売りの指図

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。
- ロ) イ) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

14) 有価証券の借入れの指図

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ) の借入れに係る品賃料は、投資信託財産中から支弁します。

<いちよしJリートマザーファンド>

- 1) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 2) 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 3) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- 4) 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- 5) 外貨建資産への投資は行いません。
- 6) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 7) 投資する投資信託証券等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する投資信託証券は、取引所に上場されている投資信託証券とします。ただし、上場予定の投資信託証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者は投資することを指図することができるものとします。
 - ロ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ハ) ロ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 信用取引の運用指図
 - イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しによ

り行なうことの指図をすることができるものとします。

- ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 9) 先物取引等の運用指図
- イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 10) スワップ取引の運用指図
- イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ホ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 11) 金利先渡取引の運用指図
- イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - ホ) 11)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内（または海外）において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 12) 有価証券の貸付の指図および範囲
- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けるとの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、投資信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 13) 有価証券の空売りの指図
- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ)の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 14) 有価証券の借入れの指図
- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供

の指図を行うものとします。

- ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ) の借入れに係る品賃料は、投資信託財産中から支弁します。
- ② 法令による投資制限
同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクおよび留意点

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式およびＪリートへの投資を行いますので、組入れた有価証券の値動きにより、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

※以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。

① 価格変動リスク

株式は、個々の企業の活動や、国内および国際的な政治・経済情勢等により価格が変動します。また、Ｊリートは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。当ファンドは実質的に株式およびＪリートに投資を行いますので、これらの影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、株式およびＪリートの価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。

② 信用リスク

当ファンドは、有価証券への投資を行うため、有価証券発行体の信用リスクを伴います。発行体の経営・財務状況の悪化等に伴う価格の下落により、当ファンドの基準価額が下落し元本欠損が生じるおそれがあります。発行体が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金がほとんど回収できなくなることがあります。

③ 流動性リスク

流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

「その他の留意点」

＜クーリング・オフについて＞

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

＜ファンドの流動性リスクにかかる留意点＞

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

＜収益分配方針にかかわる留意点＞

計算期末に基準価額水準に応じて、信託約款（運用の基本方針3.）に定める収益分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配が行われないこともあります。収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

＜ファンドの資産規模にかかる留意点＞

当ファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

＜法令・税制・会計制度等の変更の可能性＞

法令・税制・会計制度等は、今後変更される可能性もあります。

＜ファミリーファンド方式にかかる留意点＞

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) リスク管理体制

<いちよしアセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制>

■全社的リスク管理

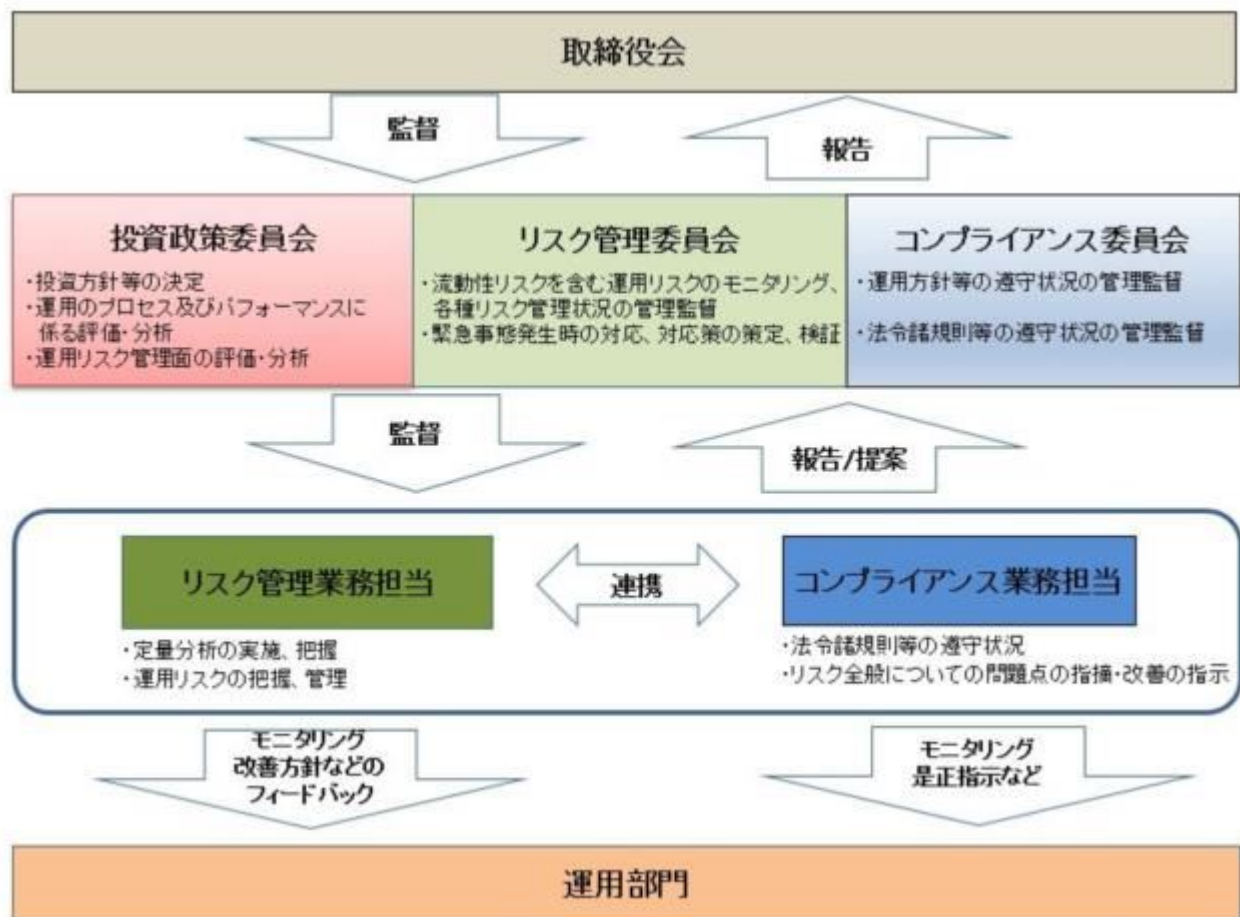
当社は運用部門、営業部門と独立したリスク管理業務およびコンプライアンス業務担当者を設置し、会社業務におけるリスク全般のモニタリング、指導の一元化を図っています。法令諸規則等の遵守状況およびリスク管理状況については、コンプライアンス・リスク管理部が事務局を務めるコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を通して毎月経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しています。両委員会および運用部が事務局を務める投資政策委員会においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の指示を通して適切なリスク管理態勢の維持・向上に努めています。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の定量分析の実施・把握および流動性リスクを含む運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果、運用リスクの管理状況について投資政策委員会に報告するとともにリスク管理委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。なお、流動性リスクについては、緊急時対応策の有効性検証結果や流動性リスク管理プロセスの見直し結果についても確認を行います。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス・リスク管理部が管理を行います。問題点については投資政策委員会、コンプライアンス委員会に報告され、必要に応じて運用部門に対し是正指導が行われるなど、適切に管理・監督を行います。運用部門から独立したリスク管理業務およびコンプライアンス業務担当者が運用状況の評価・分析および流動性リスクを含む運用リスク管理、ならびに法令諸規則等の遵守状況のモニタリングを行っています。



※上記体制は2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

「いちよし日本好配当株&リートファンド」資産成長型

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

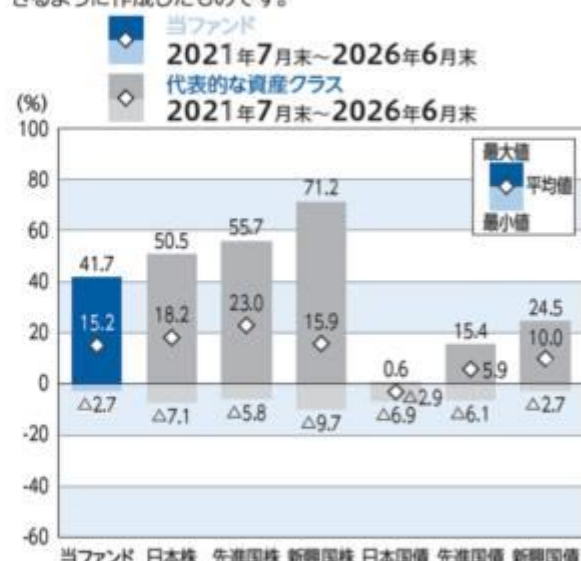


※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年7月末を10,000として指数化しております。
※年間騰落率は、各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
※決算日に対応した数値とは異なります。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み） 日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークとして算出した指数で、配当を考慮したものです。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース） MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース） MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
日本国債	NOMURA-BPI 国債 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース） FTSE Fixed Income LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース） J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コスト

トの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
解約請求受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（１口当たり）が差し引かれます。
※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことでです。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.364%（税抜1.24%）の率を乗じて得た額とします。
※この他に、投資対象とする「いちよしＪリートマザーファンド」の主要投資対象である不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分は、以下の通りとします。

	運用管理費用（信託報酬）の配分
委託会社	年率0.660%（税抜0.60%）
販売会社	年率0.660%（税抜0.60%）
受託会社	年率0.044%（税抜0.04%）

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※いちよしＪリートマザーファンドの投資顧問会社を受ける報酬は、上記委託会社を受ける信託報酬の中から支払われます。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

- ・当ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用および当ファンドの借入金利息。
- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息。
- ・信託財産の財務諸表の監査にかかる費用（消費税等相当額を含みます。）は、委託会社が当該費用にかかる金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、計算期間を通じて毎日、一定率または一定金額にて計上するものとします。
- ・委託会社による信託財産の管理、運営にかかる以下の費用は、計算期間を通じて、当該費用にかかる消費税等に相当する金額とともに、毎日計上するものとします。
 - １．法律顧問、税務顧問への報酬
 - ２．有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出等にかかる費用
 - ３．目論見書の作成、印刷および交付等にかかる費用
 - ４．運用報告書の作成、印刷および交付等にかかる費用
 - ５．信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付等にかかる費用
 - ６．この信託契約にかかる受益者に対して行う公告等にかかる費用
 - ７．その他信託事務の管理、運営にかかる費用
- ・上記の監査費用および運営にかかる費用とその消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
- ◆その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額などを表示することができません。
- ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
- ※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象とな

ります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

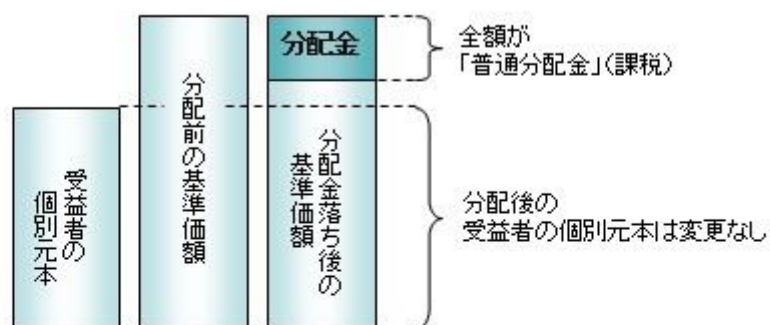
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

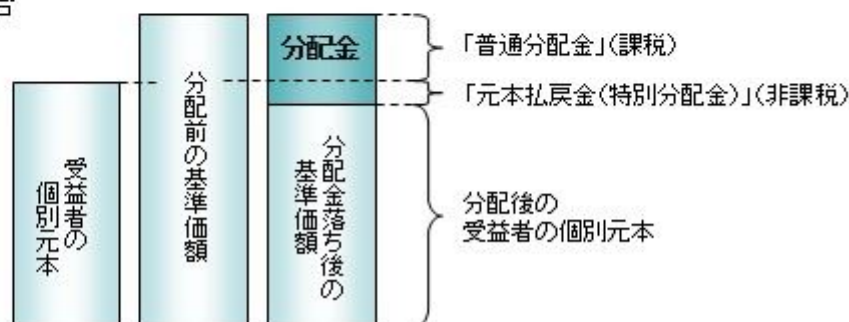
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2026年6月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間：2025年6月18日～2026年6月17日

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資産成長型	1.39%	1.36%	0.03%

(表示桁数未満を四捨五入)

※ 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を、対象期間中の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※ 当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※ これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※ 詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

【いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資産成長型】

以下の運用状況は2026年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	11,814,126,954	99.55
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	—	52,902,207	0.45
合計(純資産総額)		11,867,029,161	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本好配当株マザーファンド	2,078,126,975	3.9401	8,188,028,095	3.9281	8,163,090,570	68.79
日本	親投資信託受益証券	いちよしＪリートマザーファンド	2,271,109,968	1.5738	3,574,272,868	1.6076	3,651,036,384	30.77

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.55
合計	99.55

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2017年 6月19日）	6,324	6,324	0.9912	0.9912
第2計算期間末（2018年 6月18日）	4,290	4,290	1.0653	1.0653
第3計算期間末（2019年 6月17日）	3,212	3,212	1.0401	1.0401
第4計算期間末（2020年 6月17日）	2,002	2,002	0.9972	0.9972
第5計算期間末（2021年 6月17日）	2,441	2,441	1.3032	1.3032
第6計算期間末（2022年 6月17日）	4,221	4,221	1.2994	1.2994
第7計算期間末（2023年 6月19日）	6,569	6,569	1.5391	1.5391
第8計算期間末（2024年 6月17日）	8,106	8,106	1.7530	1.7530
第9計算期間末（2025年 6月17日）	8,630	8,630	1.8394	1.8394
第10計算期間末（2026年 6月17日）	11,824	11,824	2.3523	2.3523
2025年 6月末日	8,717	—	1.8561	—
7月末日	9,117	—	1.9517	—
8月末日	9,628	—	2.0423	—
9月末日	9,926	—	2.0748	—
10月末日	10,146	—	2.1065	—
11月末日	10,719	—	2.2048	—
12月末日	10,758	—	2.2412	—
2026年 1月末日	11,103	—	2.2852	—
2月末日	12,274	—	2.4880	—

3月末日	11,312	—	2.2660	—
4月末日	11,673	—	2.3213	—
5月末日	11,808	—	2.3499	—
6月末日	11,867	—	2.3614	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 2月24日～2017年 6月19日	0.0000
第2期	2017年 6月20日～2018年 6月18日	0.0000
第3期	2018年 6月19日～2019年 6月17日	0.0000
第4期	2019年 6月18日～2020年 6月17日	0.0000
第5期	2020年 6月18日～2021年 6月17日	0.0000
第6期	2021年 6月18日～2022年 6月17日	0.0000
第7期	2022年 6月18日～2023年 6月19日	0.0000
第8期	2023年 6月20日～2024年 6月17日	0.0000
第9期	2024年 6月18日～2025年 6月17日	0.0000
第10期	2025年 6月18日～2026年 6月17日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2017年 2月24日～2017年 6月19日	△0.88
第2期	2017年 6月20日～2018年 6月18日	7.48
第3期	2018年 6月19日～2019年 6月17日	△2.37
第4期	2019年 6月18日～2020年 6月17日	△4.12
第5期	2020年 6月18日～2021年 6月17日	30.69
第6期	2021年 6月18日～2022年 6月17日	△0.29
第7期	2022年 6月18日～2023年 6月19日	18.45
第8期	2023年 6月20日～2024年 6月17日	13.90
第9期	2024年 6月18日～2025年 6月17日	4.93
第10期	2025年 6月18日～2026年 6月17日	27.88

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 2月24日～2017年 6月19日	6,417,338,758	36,998,934
第2期	2017年 6月20日～2018年 6月18日	2,612,541,941	4,965,388,592
第3期	2018年 6月19日～2019年 6月17日	956,225,327	1,895,211,422
第4期	2019年 6月18日～2020年 6月17日	269,852,770	1,350,081,794
第5期	2020年 6月18日～2021年 6月17日	468,233,142	603,207,072
第6期	2021年 6月18日～2022年 6月17日	1,741,850,889	366,457,759
第7期	2022年 6月18日～2023年 6月19日	2,379,677,670	1,360,179,948
第8期	2023年 6月20日～2024年 6月17日	1,633,066,855	1,276,985,346

第9期	2024年 6月18日～2025年 6月17日	538,097,741	470,280,721
第10期	2025年 6月18日～2026年 6月17日	692,302,544	357,750,002

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

日本好配当株マザーファンド

以下の運用状況は2026年 6月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	46,385,080,440	97.78
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	－	1,050,822,805	2.22
合計(純資産総額)		47,435,903,245	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	第一ライフグループ	保険業	1,024,800	1,195.50	1,225,148,400	1,778.50	1,822,606,800	3.84
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	562,700	2,388.18	1,343,829,375	3,207.00	1,804,578,900	3.80
日本	株式	オリックス	その他金融業	215,000	3,960.00	851,400,000	6,149.00	1,322,035,000	2.79
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	169,100	6,288.59	1,063,401,894	7,202.00	1,217,858,200	2.57
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	191,600	4,259.25	816,073,883	6,346.00	1,215,893,600	2.56
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	437,300	2,970.55	1,299,021,515	2,725.00	1,191,642,500	2.51
日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	518,000	2,111.51	1,093,766,930	2,150.50	1,113,959,000	2.35
日本	株式	三井物産	卸売業	231,200	3,920.55	906,433,102	4,497.00	1,039,706,400	2.19
日本	株式	三井住友トラストグループ	銀行業	166,600	4,477.33	745,924,136	6,057.00	1,009,096,200	2.13
日本	株式	東京建物	不動産業	288,200	3,050.85	879,256,886	3,296.00	949,907,200	2.00
日本	株式	丸紅	卸売業	202,000	3,723.00	752,046,000	4,690.00	947,380,000	2.00
日本	株式	三菱商事	卸売業	213,500	3,742.26	798,973,537	4,347.00	928,084,500	1.96
日本	株式	T＆Dホールディングス	保険業	179,700	3,595.37	646,088,896	4,807.00	863,817,900	1.82
日本	株式	大和ハウス工業	建設業	193,900	5,323.76	1,032,278,110	4,417.00	856,456,300	1.81
日本	株式	日立建機	機械	162,600	5,353.04	870,404,529	5,254.00	854,300,400	1.80
日本	株式	丸井グループ	小売業	295,700	3,124.36	923,874,869	2,864.50	847,032,650	1.79
日本	株式	スタンレー電気	電気機器	239,100	3,148.92	752,907,415	3,515.00	840,436,500	1.77
日本	株式	九州旅客鉄道	陸運業	239,600	3,642.30	872,696,180	3,496.00	837,641,600	1.77
日本	株式	ビジョン	その他製品	403,600	1,749.10	705,936,931	2,070.50	835,653,800	1.76
日本	株式	日産化学	化学	96,700	5,526.00	534,364,200	8,473.00	819,339,100	1.73
日本	株式	ダイダン	建設業	284,900	2,646.32	753,938,282	2,872.00	818,232,800	1.72
日本	株式	熊谷組	建設業	572,200	1,432.08	819,440,071	1,429.00	817,673,800	1.72
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	3,891,100	226.00	879,390,067	208.10	809,737,910	1.71

日本	株式	KDD I	情報・通信業	285,100	2,443.00	696,499,300	2,745.00	782,599,500	1.65
日本	株式	シンプレクス・ホールディングス	情報・通信業	827,100	852.87	705,410,974	937.00	774,992,700	1.63
日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	72,200	5,924.00	427,712,800	10,705.00	772,901,000	1.63
日本	株式	エービーシー・マート	小売業	274,300	2,752.39	754,980,732	2,800.50	768,177,150	1.62
日本	株式	住友ゴム工業	ゴム製品	367,200	1,826.27	670,606,344	2,083.00	764,877,600	1.61
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	256,800	1,063.50	273,106,800	2,927.00	751,653,600	1.58
日本	株式	タクマ	機械	207,600	3,323.05	689,866,145	3,620.00	751,512,000	1.58

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	10.43
		食料品	2.60
		繊維製品	1.46
		化学	3.23
		医薬品	2.87
		ゴム製品	1.61
		ガラス・土石製品	5.03
		鉄鋼	1.41
		非鉄金属	1.58
		機械	6.24
		電気機器	3.17
		輸送用機器	6.32
		精密機器	0.50
		その他製品	3.11
		陸運業	1.77
		海運業	1.48
		情報・通信業	7.16
		卸売業	7.33
		小売業	3.41
		銀行業	9.51
		保険業	8.70
		その他金融業	4.19
		不動産業	4.65
		合計	

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

いちよしJリートマザーファンド

以下の運用状況は2026年 6月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	20,125,861,500	98.24
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	－	360,858,876	1.76
合計(純資産総額)		20,486,720,376	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	11,845	134,010	1,587,358,281	120,500	1,427,322,500	6.97
日本	投資証券	KDX不動産投資法人	6,976	168,638	1,176,423,495	154,900	1,080,582,400	5.27
日本	投資証券	イオンリート投資法人	8,632	134,980	1,165,155,301	123,000	1,061,736,000	5.18
日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	7,427	150,312	1,116,369,540	137,000	1,017,499,000	4.97
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	11,712	90,959	1,065,316,727	86,800	1,016,601,600	4.96
日本	投資証券	スターアジア不動産投資法人	17,534	60,427	1,059,539,449	55,000	964,370,000	4.71
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	15,599	65,166	1,016,538,951	59,800	932,820,200	4.55
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	6,064	168,488	1,021,712,990	151,800	920,515,200	4.49
日本	投資証券	日本リート投資法人	10,675	93,084	993,674,751	83,700	893,497,500	4.36
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	6,741	140,111	944,494,557	125,900	848,691,900	4.14
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	7,246	124,349	901,034,158	115,800	839,086,800	4.10
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	7,369	115,361	850,101,405	107,800	794,378,200	3.88
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	9,858	82,446	812,760,455	79,300	781,739,400	3.82
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	7,415	104,982	778,444,959	97,500	722,962,500	3.53
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	3,635	176,819	642,740,686	162,100	589,233,500	2.88
日本	投資証券	MIRARTH不動産投資法人	6,920	90,102	623,508,054	82,700	572,284,000	2.79
日本	投資証券	投資法人みらい	13,384	50,389	674,414,807	41,750	558,782,000	2.73
日本	投資証券	NTT都市開発リート投資法人	3,929	135,338	531,743,646	136,200	535,129,800	2.61
日本	投資証券	福岡リート投資法人	3,014	185,209	558,221,402	172,400	519,613,600	2.54
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	4,441	123,671	549,224,021	112,100	497,836,100	2.43
日本	投資証券	森トラストリート投資法人	5,900	74,930	442,090,023	74,300	438,370,000	2.14
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	1,133	360,508	408,456,549	327,000	370,491,000	1.81
日本	投資証券	スターツプロシード投資法人	1,583	211,227	334,373,575	188,700	298,712,100	1.46
日本	投資証券	トーセイ・リート投資法人	2,056	148,103	304,500,343	134,300	276,120,800	1.35
日本	投資証券	日本ブライムリアルティ投資法人	2,882	100,789	290,475,042	93,300	268,890,600	1.31
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	1,841	151,256	278,463,179	141,900	261,237,900	1.28
日本	投資証券	サムティ・レジデンシャル投資法人	2,664	115,492	307,672,020	96,300	256,543,200	1.25
日本	投資証券	東海道リート投資法人	2,379	111,317	264,824,875	103,200	245,512,800	1.20
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	3,052	87,071	265,742,861	80,400	245,380,800	1.20
日本	投資証券	セントラル・リート投資法人	1,547	110,716	171,278,530	104,400	161,506,800	0.79

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	98.24
合計	98.24

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

運用実績（2026年6月30日現在）

「いちよし日本好配当株&リートファンド 資産成長型」

基準価額・純資産の推移

基準価額

23,614円

純資産総額

11,867百万円

2017年2月24日～2026年6月30日



※ 基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

分配の推移

	決算日	分配金
第6期	2022年6月17日	0円
第7期	2023年6月19日	0円
第8期	2024年6月17日	0円
第9期	2025年6月17日	0円
第10期	2026年6月17日	0円
設定来累計		0円

※ 分配金は、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

組入上位10銘柄（日本好配当株マザーファンド）

	コード	銘柄名	業種	比率(%)
1	8750	第一ライフグループ	保険業	3.8
2	8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.8
3	8591	オリックス	その他金融業	2.8
4	8766	東京海上ホールディングス	保険業	2.6
5	8316	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.6
6	7203	トヨタ自動車	輸送用機器	2.5
7	7202	いすゞ自動車	輸送用機器	2.3
8	8031	三井物産	卸売業	2.2
9	8309	三井住友トラストグループ	銀行業	2.1
10	8804	東京建物	不動産業	2.0

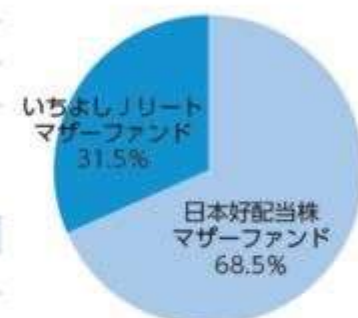
※ 比率は、マザーファンド純資産総額を100%として計算した値です。

組入上位10銘柄（いちよしリートマザーファンド）

	コード	銘柄名	業種	比率(%)
1	8984	大和ハウスリート投資法人	複合・総合型	7.0
2	8972	KDX不動産投資法人	複合・総合型	5.3
3	3292	イオンリート投資法人	特化型(商業施設)	5.2
4	8987	ジャパンエクセレント投資法人	特化型(オフィスビル)	5.0
5	3283	日本プロロジスリート投資法人	特化型(物流施設)	5.0
6	3468	スターアジア不動産投資法人	複合・総合型	4.7
7	8963	インヴィンシブル投資法人	特化型(ホテル)	4.6
8	3462	野村不動産マスターファンド投資法人	複合・総合型	4.5
9	3296	日本リート投資法人	複合・総合型	4.4
10	8951	日本ビルファンド投資法人	特化型(オフィスビル)	4.1

※ 比率は、マザーファンド純資産総額を100%として計算した値です。

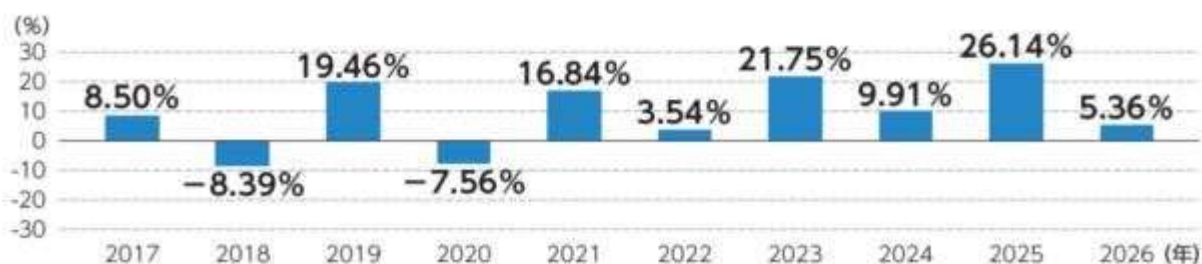
各マザーファンドへの投資割合



*投資割合は各マザーファンドの投資評価額の合計を100%として計算した値です。

年間収益率の推移

当ファンドにベンチマークはありません。



※ ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※ 2017年は設定日（2月24日）から12月末までの収益率です。

※ 2026年は6月末までの収益率です。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース（一般コース）＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間
原則として、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 申込金額
取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (6) 申込単位
販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (8) 受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約価額
解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

いちよしアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6670-6711

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

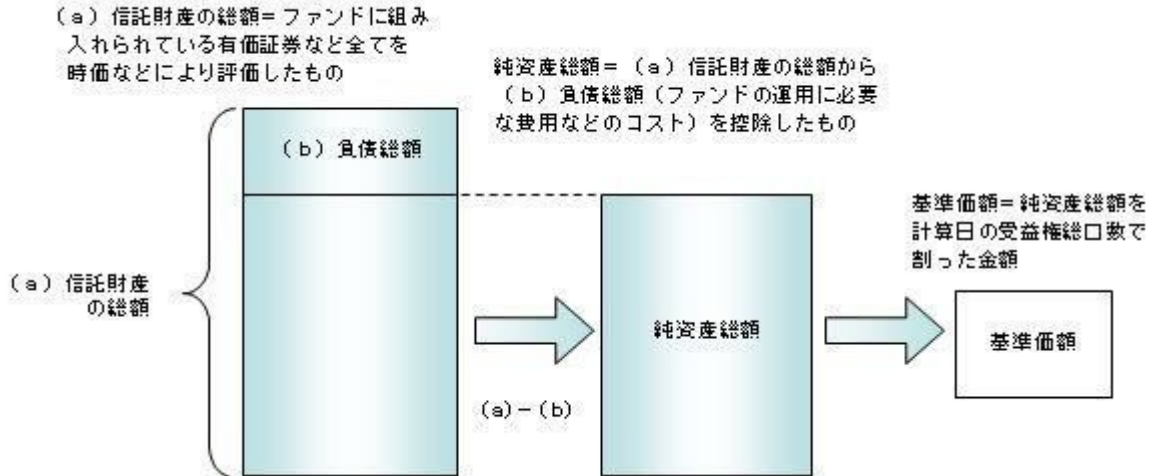
ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

- (5) 手取額
1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (6) 解約単位
1口単位
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
- (8) 受付の中止および取消
・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】**① 基準価額の算出**

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>**② 有価証券などの評価基準**

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

いちよしアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6670-6711

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2017年2月24日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

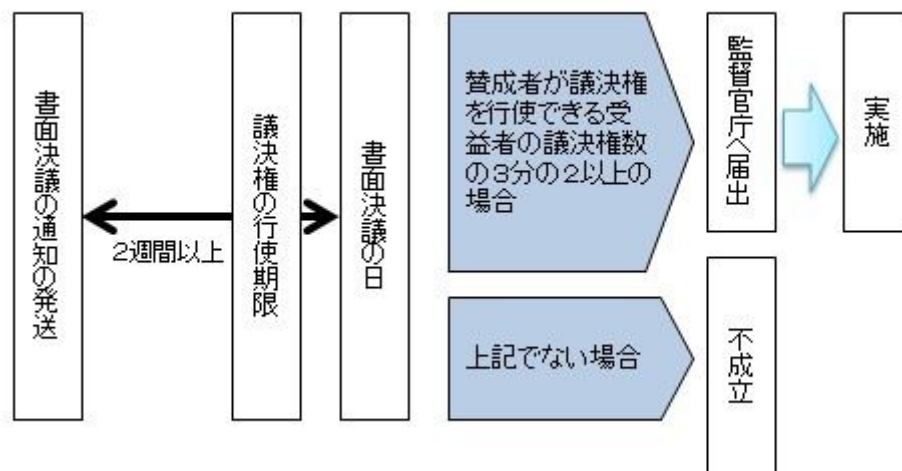
毎年6月18日から翌年6月17日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】**① 信託の終了（繰上償還）**

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約によりファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ② 償還金について
- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- ③ 信託約款の変更など
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 - 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
 - 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。
- ④ 書面決議
- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
 - 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
 - 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
 - 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
 - 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
 - 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



- ⑤ 公告
公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。
ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>
※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>
- ⑦ 関係法人との契約について
・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2. 他の受益者が有する受益権の内容

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができると見なされます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（2025年 6月18日から2026年 6月17日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【いちよし日本好配当株&Ｊリートファンド 資産成長型】

（１）【貸借対照表】

	(単位：円)	
	第9期 2025年 6月17日現在	第10期 2026年 6月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	42,656,941	60,640,459
親投資信託受益証券	8,589,516,569	11,771,283,939
未収入金	57,649,276	87,862,453
未収利息	350	1,412
流動資産合計	8,689,823,136	11,919,788,263
資産合計	8,689,823,136	11,919,788,263
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	14,209,739
未払受託者報酬	1,811,820	2,529,896
未払委託者報酬	54,354,536	75,896,682
その他未払費用	2,874,935	3,124,920
流動負債合計	59,041,291	95,761,237
負債合計	59,041,291	95,761,237
純資産の部		
元本等		
元本	4,692,093,505	5,026,646,047
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,938,688,340	6,797,380,979
（分配準備積立金）	1,904,698,578	4,103,964,288
元本等合計	8,630,781,845	11,824,027,026
純資産合計	8,630,781,845	11,824,027,026
負債純資産合計	8,689,823,136	11,919,788,263

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自 2024年 6月18日 至 2025年 6月17日	第10期 自 2025年 6月18日 至 2026年 6月17日
営業収益		
受取利息	71,422	256,673
有価証券売買等損益	512,917,070	2,588,060,801
営業収益合計	512,988,492	2,588,317,474
営業費用		
受託者報酬	3,610,989	4,672,778
委託者報酬	108,329,715	140,182,990
その他費用	2,874,935	3,124,920
営業費用合計	114,815,639	147,980,688
営業利益又は営業損失（△）	398,172,853	2,440,336,786
経常利益又は経常損失（△）	398,172,853	2,440,336,786
当期純利益又は当期純損失（△）	398,172,853	2,440,336,786
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	237,484	106,341,182
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,482,121,034	3,938,688,340
剰余金増加額又は欠損金減少額	410,809,124	829,824,579
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	410,809,124	829,824,579
剰余金減少額又は欠損金増加額	352,177,187	305,127,544
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	352,177,187	305,127,544
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,938,688,340	6,797,380,979

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第9期 2025年 6月17日現在	第10期 2026年 6月17日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 4,692,093,505口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 5,026,646,047口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8394円 (10,000口当たり純資産額) (18,394円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.3523円 (10,000口当たり純資産額) (23,523円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 自 2024年 6月18日 至 2025年 6月17日	第10期 自 2025年 6月18日 至 2026年 6月17日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 269,290,540円	A 費用控除後の配当等収益額 374,439,849円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 128,644,829円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 1,959,555,755円
C 収益調整金額 2,033,989,762円	C 収益調整金額 2,693,416,691円
D 分配準備積立金額 1,506,763,209円	D 分配準備積立金額 1,769,968,684円
E 当ファンドの分配対象収益額 3,938,688,340円	E 当ファンドの分配対象収益額 6,797,380,979円
F 当ファンドの期末残存口数 4,692,093,505口	F 当ファンドの期末残存口数 5,026,646,047口
G 10,000口当たり収益分配対象額 8,394円	G 10,000口当たり収益分配対象額 13,522円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 0円	I 収益分配金金額 0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	第9期 自 2024年 6月18日 至 2025年 6月17日	第10期 自 2025年 6月18日 至 2026年 6月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが投資する金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は、（有価証券に関する注記）の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第9期 2025年 6月17日現在	第10期 2026年 6月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 同左
----------------------------	--	--------------

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第9期 自 2024年 6月18日 至 2025年 6月17日	第10期 自 2025年 6月18日 至 2026年 6月17日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	514,752,964	2,444,334,605
合計	514,752,964	2,444,334,605

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期 自 2024年 6月18日 至 2025年 6月17日	第10期 自 2025年 6月18日 至 2026年 6月17日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	第9期 自 2024年 6月18日 至 2025年 6月17日	第10期 自 2025年 6月18日 至 2026年 6月17日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	4,624,276,485円	4,692,093,505円
期中追加設定元本額	538,097,741円	692,302,544円
期中一部解約元本額	470,280,721円	357,750,002円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表（2026年 6月17日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本好配当株マザーファンド	2,079,576,115	8,193,945,808	
	いちよしＪリートマザーファンド	2,273,057,651	3,577,338,131	
合計		4,352,633,766	11,771,283,939	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「日本好配当株マザーファンド」及び「いちよしＪリートマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお2026年 6月17日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

「日本好配当株マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本好配当株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2025年 6月17日現在	2026年 6月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,861,406,917	4,797,902,517
株式	31,830,770,360	44,253,511,310
未収入金	440,652,804	292,454,497
未収配当金	360,875,100	434,503,602
未収利息	15,299	111,731
流動資産合計	34,493,720,480	49,778,483,657
資産合計	34,493,720,480	49,778,483,657
負債の部		
流動負債		
未払金	764,331,808	620,160,229
未払解約金	927,831,556	3,220,173,183
流動負債合計	1,692,163,364	3,840,333,412
負債合計	1,692,163,364	3,840,333,412
純資産の部		
元本等		
元本	12,076,254,552	11,658,834,900
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	20,725,302,564	34,279,315,345
元本等合計	32,801,557,116	45,938,150,245
純資産合計	32,801,557,116	45,938,150,245
負債純資産合計	34,493,720,480	49,778,483,657

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 6月17日現在	2026年 6月17日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 12,076,254,552口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 11,658,834,900口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.7162円 (10,000口当たり純資産額) (27,162円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.9402円 (10,000口当たり純資産額) (39,402円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024年 6月18日 至 2025年 6月17日	自 2025年 6月18日 至 2026年 6月17日
-----	--------------------------------	--------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが投資する金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	当ファンドが保有する有価証券は、（有価証券に関する注記）の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。コンプライアンス・リスク管理部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	2025年 6月17日現在	2026年 6月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	自 2024年 6月18日 至 2025年 6月17日	自 2025年 6月18日 至 2026年 6月17日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
株式	501,737,965	6,699,399,554
合計	501,737,965	6,699,399,554

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年 6月18日 至 2025年 6月17日	自 2025年 6月18日 至 2026年 6月17日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	自 2024年 6月18日 至 2025年 6月17日	自 2025年 6月18日 至 2026年 6月17日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2024年 6月18日	2025年 6月18日
期首元本額	9,121,179,853円	12,076,254,552円
期中追加設定元本額	3,913,307,704円	3,504,811,279円
期中一部解約元本額	958,233,005円	3,922,230,931円

元本の内訳 いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資 産成長型	2,057,175,770円	2,079,576,115円
いちよし日本好配当株&Jリートファンド 年 4回決算型	8,905,337,915円	8,628,606,700円
いちよし日本好配当株ファンド（適格機関投資 家専用）	1,113,740,867円	950,652,085円

附属明細表

第1 有価証券明細表（2026年 6月17日現在）

(1)株式

（単位：円）

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
長谷工コーポレーション	262,000	2,706.50	709,103,000	
熊谷組	572,200	1,421.00	813,096,200	
住友林業	183,900	1,352.50	248,724,750	
大和ハウス工業	163,600	4,358.00	712,968,800	
積水ハウス	130,800	3,276.00	428,500,800	
ダイダン	284,900	2,686.00	765,241,400	
麒麟ホールディングス	181,400	2,732.50	495,675,500	
日本たばこ産業	98,800	6,071.00	599,814,800	
ゴールドウイン	190,900	2,178.00	415,780,200	
日産化学	96,700	7,925.00	766,347,500	
三菱瓦斯化学	140,900	5,116.00	720,844,400	
花王	77,400	6,177.00	478,099,800	
中外製薬	84,100	7,650.00	643,365,000	
住友ゴム工業	367,200	2,284.00	838,684,800	
住友大阪セメント	119,000	6,144.00	731,136,000	
日本特殊陶業	72,200	10,775.00	777,955,000	
フジミインコーポレーテッド	155,400	4,445.00	690,753,000	
ニチアス	184,100	3,771.00	694,241,100	
大和工業	49,100	12,255.00	601,720,500	
住友電気工業	64,200	12,300.00	789,660,000	
タクマ	207,600	3,560.00	739,056,000	
日立建機	138,100	5,417.00	748,087,700	
ジェイテクト	330,200	2,044.00	674,928,800	
パナソニック ホールディングス	173,800	4,200.00	729,960,000	
スタンレー電気	239,100	3,787.00	905,471,700	
いすゞ自動車	448,700	2,248.00	1,008,677,600	
トヨタ自動車	437,300	2,810.00	1,228,813,000	
アイシン	103,900	2,371.00	246,346,900	
ノーリツ銅機	164,200	2,017.00	331,191,400	
ピジョン	403,600	2,007.50	810,227,000	
イトーキ	178,200	2,431.00	433,204,200	
九州旅客鉄道	201,100	3,438.00	691,381,800	
シンプレクス・ホールディングス	827,100	958.00	792,361,800	

大塚商会	159,400	2,794.00	445,363,600	
ANYCOLOR	25,000	2,264.00	56,600,000	
B I P R O G Y	172,300	4,297.00	740,373,100	
N T T	3,254,500	146.90	478,086,050	
K D D I	285,100	2,728.00	777,752,800	
ソフトバンク	3,891,100	210.10	817,520,110	
伊藤忠商事	303,500	1,860.50	564,661,750	
丸紅	202,000	4,949.00	999,698,000	
三井物産	203,100	4,719.00	958,428,900	
三菱商事	184,400	4,610.00	850,084,000	
エービーシー・マート	274,300	2,747.50	753,639,250	
丸井グループ	295,700	2,796.50	826,925,050	
いよぎんホールディングス	218,000	3,075.00	670,350,000	
三菱U F J フィナンシャル・グループ	562,700	3,272.00	1,841,154,400	
三井住友トラストグループ	166,600	6,033.00	1,005,097,800	
三井住友フィナンシャルグループ	191,600	6,450.00	1,235,820,000	
MS & AD インシュアランスグループホールディングス	86,800	4,557.00	395,547,600	
第一ライフグループ	1,024,800	1,793.00	1,837,466,400	
東京海上ホールディングス	169,100	7,252.00	1,226,313,200	
T & D ホールディングス	179,700	4,746.00	852,856,200	
全国保証	163,500	2,854.00	466,629,000	
クレディセゾン	159,300	4,430.00	705,699,000	
オリックス	215,000	6,336.00	1,362,240,000	
野村不動産ホールディングス	675,500	928.00	626,864,000	
東急不動産ホールディングス	463,100	1,311.50	607,355,650	
平和不動産	25,400	2,355.00	59,817,000	
東京建物	248,800	3,335.00	829,748,000	
合 計	21,132,000		44,253,511,310	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

「いちよしJリートマザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

いちよしJリートマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2025年 6月17日現在	2026年 6月17日現在
資産の部		

	2025年 6月17日現在	2026年 6月17日現在
流動資産		
コール・ローン	437,134,795	1,280,011,598
投資証券	16,294,027,900	19,115,776,800
未収配当金	112,624,358	116,965,283
未収利息	3,592	29,808
流動資産合計	16,843,790,645	20,512,783,489
資産合計	16,843,790,645	20,512,783,489
負債の部		
流動負債		
未払解約金	396,688,798	1,237,689,270
流動負債合計	396,688,798	1,237,689,270
負債合計	396,688,798	1,237,689,270
純資産の部		
元本等		
元本	10,842,102,185	12,247,101,311
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	5,604,999,662	7,027,992,908
元本等合計	16,447,101,847	19,275,094,219
純資産合計	16,447,101,847	19,275,094,219
負債純資産合計	16,843,790,645	20,512,783,489

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 6月17日現在	2026年 6月17日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 10,842,102,185口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 12,247,101,311口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5170円 (10,000口当たり純資産額) (15,170円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5738円 (10,000口当たり純資産額) (15,738円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024年 6月18日 至 2025年 6月17日	自 2025年 6月18日 至 2026年 6月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが投資する金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は、（有価証券に関する注記）の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左
--------------------	--	----

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	2025年 6月17日現在	2026年 6月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	自 2024年 6月18日 至 2025年 6月17日	自 2025年 6月18日 至 2026年 6月17日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	869,270,042	△2,166,430,461
合計	869,270,042	△2,166,430,461

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年 6月18日 至 2025年 6月17日	自 2025年 6月18日 至 2026年 6月17日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	自 2024年 6月18日 至 2025年 6月17日	自 2025年 6月18日 至 2026年 6月17日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2024年 6月18日	2025年 6月18日
期首元本額	8,557,432,305円	10,842,102,185円
期中追加設定元本額	3,051,521,714円	4,083,754,357円
期中一部解約元本額	766,851,834円	2,678,755,231円
元本の内訳		
いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資産成長型	1,978,784,274円	2,273,057,651円
いちよし日本好配当株&Jリートファンド 年4回決算型	8,746,310,271円	9,652,714,920円
いちよし中小型株&Jリートファンド（適格機関投資家専用）	117,007,640円	126,951,793円
いちよし中小型株&Jリートファンド2511（適格機関投資家専用）	—	194,376,947円

附属明細表

第1 有価証券明細表（2026年 6月17日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数（口）	評価額（円）	備考
投資証券	東海道リート投資法人	2,309	233,439,900	
	産業ファンド投資法人	2,346	331,489,800	
	アドバンス・レジデンス投資法人	320	47,552,000	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	973	129,895,500	
	G L P投資法人	1,100	146,410,000	
	日本プロロジスリート投資法人	11,506	971,106,400	
	O n e リート投資法人	2,134	158,129,400	
	イオンリート投資法人	8,519	1,029,095,200	
	日本リート投資法人	10,043	846,624,900	
	トーセイ・リート投資法人	2,014	258,194,800	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	2,619	247,495,500	
	野村不動産マスターファンド投資法人	5,861	868,600,200	
	スターアジア不動産投資法人	16,761	906,770,100	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	7,040	741,312,000	
	日本ホテル&レジデンシャル投資法人	56	3,600,800	
	投資法人みらい	12,818	543,483,200	
	三菱地所物流リート投資法人	785	92,708,500	
	セントラル・リート投資法人	1,503	156,612,600	
	M I R A R T H不動産投資法人	6,666	545,945,400	
	日本ビルファンド投資法人	5,915	717,489,500	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	7,450	849,300,000	
	日本都市ファンド投資法人	4,720	518,728,000	
	オリックス不動産投資法人	7,034	659,789,200	
	日本プライムリアルティ投資法人	2,541	237,075,300	
	N T T都市開発リート投資法人	1,629	209,489,400	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	3,033	483,156,900	
	森トラストリート投資法人	5,383	390,267,500	
	インヴィンシブル投資法人	14,178	863,440,200	
	フロンティア不動産投資法人	2,265	182,785,500	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	2,060	190,344,000	
	福岡リート投資法人	3,225	546,315,000	
	K D X不動産投資法人	6,257	972,337,800	
	いちごオフィスリート投資法人	3,522	318,741,000	
	大和証券オフィス投資法人	1,190	379,015,000	
	スターツプロシード投資法人	1,542	280,181,400	
	大和ハウスリート投資法人	11,604	1,371,592,800	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	9,974	768,995,400	
	ジャパンエクセレント投資法人	6,747	918,266,700	

合計	195,642	19,115,776,800	
----	---------	----------------	--

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2026年 6月30日現在です。

【いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資産成長型】

【純資産額計算書】

I 資産総額	11,877,082,036円
II 負債総額	10,052,875円
III 純資産総額（I－II）	11,867,029,161円
IV 発行済口数	5,025,447,243口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.3614円

（参考）

日本好配当株マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	47,844,860,830円
II 負債総額	408,957,585円
III 純資産総額（I－II）	47,435,903,245円
IV 発行済口数	12,076,190,529口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.9281円

いちよしJリートマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	21,365,958,223円
II 負債総額	879,237,847円
III 純資産総額（I－II）	20,486,720,376円
IV 発行済口数	12,743,740,329口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6076円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- （1）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
- （2）受益者に対する特典
該当事項はありません。
- （3）譲渡制限の内容
 - ① 譲渡制限はありません。
 - ② 受益権の譲渡
 - ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- ③ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額 2026年6月末現在

資本金	490,000,000円
発行可能株式総数	16,000株
発行済株式総数	15,200株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2026年6月末現在）

① 取締役会

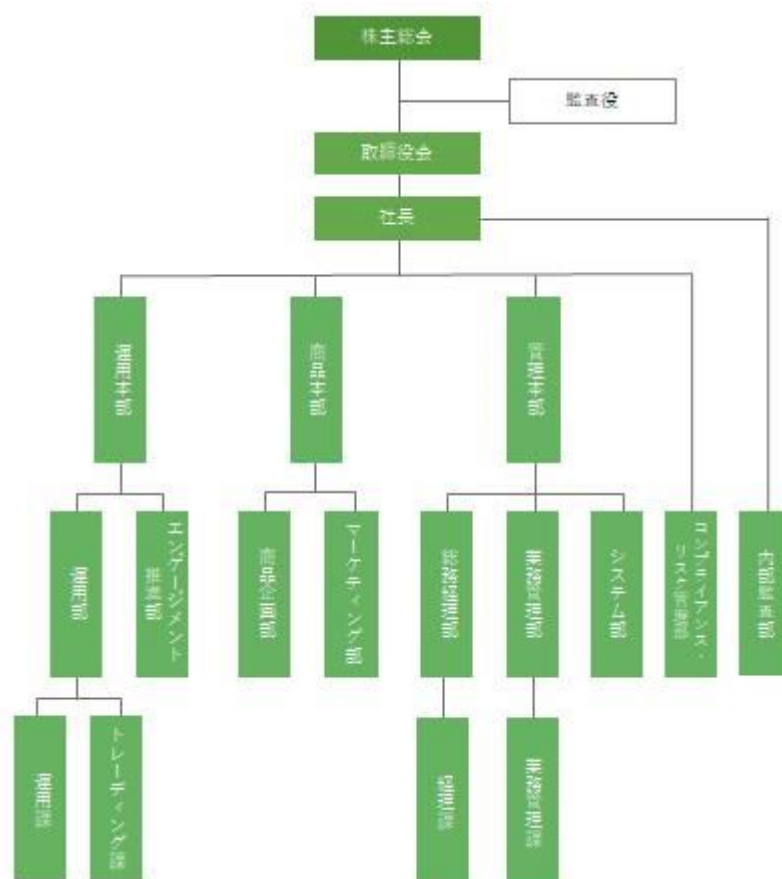
8名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。

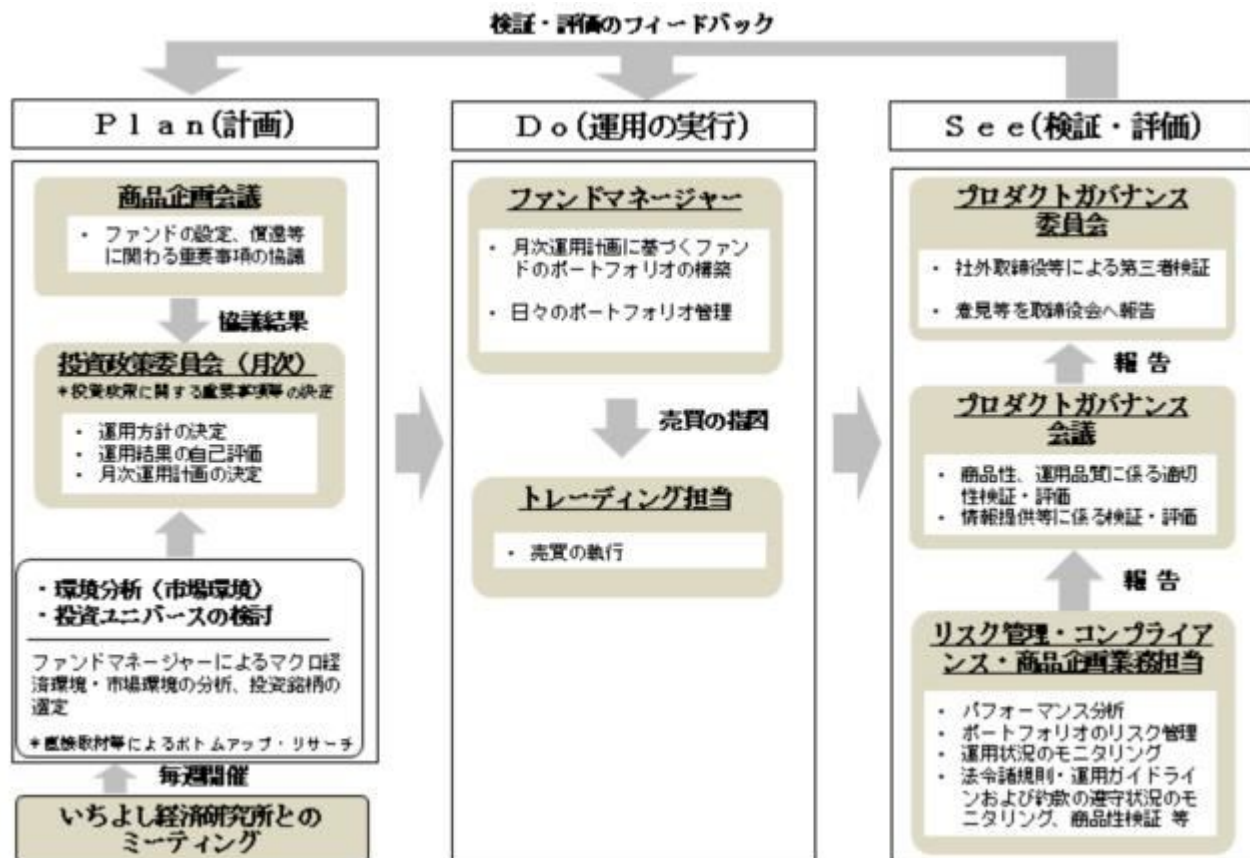
取締役会はその決議により、取締役の中から代表取締役を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当社の重要な業務の執行について決定し、その決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行います。

② 組織図



③ 委託会社の運用体制



a. Plan（計画）

ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境の分析を行います。投資銘柄の選定については、いちよし経済研究所のユニバースを中心とした銘柄群より投資ユニバースとして絞り込むため、運用部門内で検討・協議を行います。以上の分析、協議をもとに定期的に開催される投資政策委員会において運用方針を決定し、月次運用計画を策定いたします。

投資政策委員会では、ファンドマネージャーから運用状況についての報告が行われるとともに、リスク管理・コンプライアンス業務担当者からのモニタリング結果報告およびプロダクトガバナンスの検証・評価のフィードバックに対する商品企画会議での協議結果を踏まえ、今後の運用方針が検討されます。商品組成後は、各運用担当部署による運用品質管理に加え、プロダクトガバナンス会議による評価結果に基づくフォローアップや商品企画会議から重要事項の協議結果の連携を行います。

b. Do（運用の実行）

ファンドマネージャーは月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオを構築し、日々のモニタリングによりポートフォリオ管理を行いながら売買を執行します。

c. See（検証・評価）

リスク管理業務担当者によりパフォーマンス分析、ポートフォリオのリスク管理を行う他、コンプライアンス業務担当者による日々の売買状況、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款等の遵守状況のモニタリング、商品企画業務担当者による商品性の検証等が行われます。

取締役社長を議長とするプロダクトガバナンス会議を設置し、ファンドの商品性および運用品質に係る適切性、情報提供等に係る協議を行います。また、同会議の検証・評価結果に関する第三者検証を行う機関として、社外取締役等で構成するプロダクトガバナンス委員会を設置し、同委員会での意見は取締役会へ報告されます。

※上記の運用体制は、2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2026年6月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
公募証券投資信託	13	683,594
追加型株式投資信託	13	683,594
単位型株式投資信託	0	0
私募証券投資信託	17	82,910
合計	30	766,504

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるいちよしアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,682,043	1,701,505
前払費用	12,616	7,485
立替金	25,436	26,844
未収委託者報酬	1,178,233	1,429,821
未収運用受託報酬	42,668	108,861
未収投資助言報酬	17,146	17,124
流動資産合計	2,958,144	3,291,643
固定資産		
有形固定資産		
建物	34,706	26,817
器具・備品	11,606	9,556
有形固定資産合計	※1 46,312	※1 36,373
無形固定資産		
ソフトウェア	62,431	48,001
商標権	140	63
無形固定資産合計	62,571	48,065
投資その他の資産		
投資有価証券	173,228	1,132
長期差入保証金	※2 19,880	※2 19,880
繰延税金資産	14,374	33,726
投資その他の資産合計	207,484	54,738
固定資産合計	316,368	139,178
資産合計	3,274,513	3,430,821
負債の部		
流動負債		
前受収益	7,437	—
預り金	3,365	2,894
未払金	363,974	371,024
未払手数料	※2 355,871	※2 365,510
その他未払金	※2 8,103	※2 5,514
未払費用	78,594	93,488
未払法人税等	344,503	497,754
未払消費税等	63,201	101,609
賞与引当金	6,132	13,402
流動負債合計	867,210	1,080,173
固定負債		
固定負債合計	—	—
負債合計	867,210	1,080,173
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
利益剰余金		
利益準備金	122,500	122,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,779,580	1,738,057
利益剰余金合計	1,902,080	1,860,557
株主資本合計	2,392,080	2,350,557
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	15,222	91
評価・換算差額等合計	15,222	91
純資産合計	2,407,303	2,350,648
負債・純資産合計	3,274,513	3,430,821

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,031,184	4,778,714
運用受託報酬	155,042	252,610
投資助言報酬	54,245	51,958
営業収益合計	4,240,472	5,083,283
営業費用		
支払手数料	※1 1,456,826	※1 1,614,378
広告宣伝費	16,938	12,561
調査費	394,237	461,657
情報機器関連費	176,012	196,976
営業資料費	38,924	40,296
委託費	179,300	224,384
事務委託費	62,183	62,039
器具備品費	3,094	3,931
営業雑経費	8,270	7,578
通信運送費	3,003	2,939
協会費	3,019	3,102
諸会費	32	32
会議費	263	311
教育研究費	1,951	1,192
営業費用合計	1,941,551	2,162,147
一般管理費		
給料	355,193	394,681
役員報酬	33,000	33,180
従業員給料	260,731	276,158
その他報酬給料	6,241	19,133
賞与引当金繰入	6,132	13,402
福利厚生費	49,088	52,807
交際費	3,020	2,837
旅費交通費	5,677	4,594
租税公課	31,366	42,060
不動産賃借料	21,043	20,929
その他不動産関係費	945	689
新聞書籍費	413	934
消耗品費	387	338
水道光熱費	1,958	1,912
雑費	919	1,115
減価償却費	18,284	26,592
一般管理費合計	439,210	496,686
営業利益	1,859,709	2,424,449
営業外収益		
受取配当金	80	164
雑収入	77	23
営業外費用		
雑損失	—	0
経常利益	1,859,867	2,424,637
特別利益		
投資有価証券売却益	9,291	32,109
特別損失		
投資有価証券売却損	4,868	—
固定資産除却損	—	69
税引前当期純利益	1,864,290	2,456,677
法人税、住民税及び事業税	574,391	762,586
法人税等調整額	△2,934	△12,386
法人税等合計	571,456	750,200
当期純利益	1,292,833	1,706,476

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本	評価・換算 差額等	
	利益剰余金		

	資本金	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合 計	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	490,000	122,500	1,398,746	1,521,246	2,011,246	15,267	15,267	2,026,513
当期変動額								
剰余金の配当			△912,000	△912,000	△912,000			△912,000
当期純利益			1,292,833	1,292,833	1,292,833			1,292,833
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）						△44	△44	△44
当期変動額合計	—	—	380,833	380,833	380,833	△44	△44	380,789
当期末残高	490,000	122,500	1,779,580	1,902,080	2,392,080	15,222	15,222	2,407,303

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	利益 準備金	利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合 計	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	490,000	122,500	1,779,580	1,902,080	2,392,080	15,222	2,407,303
当期変動額							
剰余金の配当			△1,748,000	△1,748,000	△1,748,000		△1,748,000
当期純利益			1,706,476	1,706,476	1,706,476		1,706,476
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）						△15,131	△15,131
当期変動額合計	—	—	△41,523	△41,523	△41,523	△15,131	△56,654
当期末残高	490,000	122,500	1,738,057	1,860,557	2,350,557	91	2,350,648

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動
平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備及び構築物

定額法

上記以外

定率法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物
器具・備品6年
4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上し
ております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定し
た報酬を受取ります。当該報酬は一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に
基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に対する一定割合として認識され、
確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前
提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定
した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる均一の助言サービスの提供により履行義務が充
足されるという前提に基づき、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

5. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書 560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	34,041	44,220
※2 関係会社に対する資産及び負債		
長期差入保証金	19,880	19,880
未払手数料	353,787	364,136
その他未払金	632	—

(損益計算書関係)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
※1 関係会社に対する取引の主なもの 支払手数料	1,448,261	1,606,249

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式数に関する事項

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

株式の種類	当事業年度期首 (株)	当事業年度 増加 (株)	当事業年度 減少 (株)	当事業年度末 (株)
普通株式	15,200	—	—	15,200

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

株式の種類	当事業年度期首 (株)	当事業年度 増加 (株)	当事業年度 減少 (株)	当事業年度末 (株)
普通株式	15,200	—	—	15,200

2. 配当に関する事項

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	912,000	60,000	2024年3月31日	2024年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,140,000	75,000	2025年3月31日	2025年6月20日

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会	普通株式	1,140,000	75,000	2025年3月31日	2025年6月20日
2025年10月28日取 締役員会	普通株式	608,000	40,000	2025年9月30日	2025年10月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月17日定 時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,216,000	80,000	2026年3月31日	2026年6月19日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。
資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理については、総務経理部が適時資金管理を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、未払費用及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	173,228	173,228	—
資産計	173,228	173,228	—

当事業年度（2026年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,132	1,132	—
資産計	1,132	1,132	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以内
(1) 預金	1,681,668	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	1,178,233	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	42,668	—	—	—

(4) 未収投資助言報酬	17,146	—	—	—
合計	2,919,717	—	—	—

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以内
(1) 預金	1,701,349	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	1,429,821	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	108,861	—	—	—
(4) 未収投資助言報酬	17,124	—	—	—
合計	3,257,157	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	—	173,228	—	173,228
資産計	—	173,228	—	173,228

当事業年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	—	1,132	—	1,132
資産計	—	1,132	—	1,132

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得価額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	172,330	150,000	22,330
小計	172,330	150,000	22,330
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	898	1,000	△101
小計	898	1,000	△101
合計	173,228	151,000	22,228

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得価額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	1,132	1,000	132
小計	1,132	1,000	132
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
合計	1,132	1,000	132

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	84,422	9,291	4,868
合計	84,422	9,291	4,868

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	292,109	32,109	—
合計	292,109	32,109	—

(注) 上記その他有価証券の「売却額」「売却益」「売却損」には、「償還額」「償還益」「償還損」が含まれています。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
委託者報酬	4,031,184	4,778,714
運用受託報酬	155,042	252,610
投資助言報酬	54,245	51,958
合計	4,240,472	5,083,283

(注) 収益の分解情報は損益計算書の収益を基礎としております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針4.収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,877	4,224
未払社会保険料	359	612
未払事業税	16,642	24,918
資産除去債務	—	—
減価償却の償却超過額	2,500	4,012
その他有価証券評価差額金	—	—
繰延税金資産 小計	21,380	33,767
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	21,380	33,767
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	7,006	41
繰延税金負債 合計	7,006	41
繰延税金資産の純額	14,374	33,726

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、前事業年度、当事業年度ともに法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	1,133,678
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	583,920

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	1,203,951
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	809,507
いちよし日本好配当株&Jリートファンド 年4回決算型	525,828

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし証券株式会社	東京都中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 —	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い※1	1,437,183	未払手数料	353,787
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い※2	11,077	—	—

						役員の兼任 出向者の受入	出向者 負担金の 支払い※2	228,699	—	—
						グループ通算制度	グループ 通算制度に 伴う支払 予定額	632	未払金	632

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- ※2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし 証券株式 会社	東京都 中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 —	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い※1	1,597,417	未払 手数料	364,136
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い※2	8,832	—	—
						役員の兼任 出向者の受入	出向者 負担金の 支払い※2	252,252	—	—
						グループ通算制度	グループ 通算制度に 伴う支払 予定額	—	—	—

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- ※2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

いちよし証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	158,375円19銭	154,647円91銭
1株当たり当期純利益金額	85,054円85銭	112,268円21銭

（注）なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないために記載していません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	2,407,303	2,350,648
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株）	15,200	15,200

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益（千円）	1,292,833	1,706,476
普通株式の期中平均株式数（株）	15,200	15,200

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- （4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- （1）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- （2）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名 称	資本金の額 (2026年3月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行
資本金の額：51,000百万円（2026年3月末現在）
事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (2026年3月末現在)	事業の内容
いちよし証券株式会社	14,577百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（3）投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2026年3月末現在)	事業の内容
野村不動産投資顧問株式会社	300百万円	資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- (2) 販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。
- (3) 投資顧問会社
いちよしJリートマザーファンドの運用にあたっての投資助言を行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
いちよし証券株式会社は、いちよしアセットマネジメント株式会社の発行済株式総数の100%を保有しております。（2026年6月末現在）
- (3) 投資顧問会社
該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2025年 9月17日	有価証券届出書
2025年 9月17日	有価証券報告書
2026年 3月17日	有価証券届出書
2026年 3月17日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2026年6月11日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 市川 克也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月28日

いちよしアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 市川 克也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているいちよし日本好配当株&Jリートファンド 資産成長型の2025年6月18日から2026年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資産成長型の2026年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。